

令和 5 年 9 月  
東京税関業務部

関係各位

### 関税法基本通達等の一部改正について

関係各位におかれましては、平素から税関行政に対しご理解とご協力いただき、御礼申し上げます。

本年 10 月 1 日、関税改正に伴い、貨物を輸入しようとする者の意義及び税関事務管理人の届出手続きについて、関税法基本通達等の一部が改正となります。

「関税法基本通達等の一部改正について(令和 5 年 9 月 27 日財関第 937 号)」を税関ホームページに掲載しましたのでお知らせします。

- ・「関税法基本通達 67-3-3 の 2 (貨物を輸入しようとする者の意義)」
- ・「関税法基本通達 95-2 (税関事務管理人の届出手続)」
- ・「税関様式関係通達 税関事務管理人届出書 (消費税等納税管理人届出書兼用) (C-7500)」

【掲載】 税関ホームページ: <http://www.customs.go.jp/kaisei/tsutatsu.htm>

**【問合せ先】**

東京税関業務部

通関総括第 1 部門

電話：03-3599-6337